

ロボテスフェスタ2025運営業務委託仕様書

本仕様書は、「ロボテスフェスタ2025運営業務」について、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1. 業務名

ロボテスフェスタ2025運営業務

2. 目的

以下の目的を達成するため、ロボテスフェスタ2025（以下「フェスタ」という。）を開催する。なお、1日のみの開催のため、一般向け展示会を主とする。

福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）において、ドローンを始めとするフィールドロボットの实演展示等を行うことにより、世界に類を見ないロボットの一大開発実証拠点の実験環境とロボットの社会実装に貢献する取り組みをPRするとともに、地元住民等がRTFを訪問し、RTFに対する認知度の向上、ロボット等技術への社会受容性の向上、また、2週間後に開催が予定されている「ワールド・ロボット・サミット（以下「WRS」という。）過酷環境 F-REI チャレンジ」の機運醸成に寄与することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日～令和7年12月26日（金）

4. 業務概要

本業務では、フェスタを開催するにあたり、企画の提案、運営、会場設営及び撤去等を行うこと。

(1) 名称：ロボテスフェスタ2025

(2) 会場：福島ロボットテストフィールド

（福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番）

(3) 設営：令和7年9月25日（木） 9：00～21：00

令和7年9月26日（金） 9：00～21：00

※26日(金)のみの設営でも可。

(4) 開催：令和7年9月27日（土） 11：00～19：00

(5) 撤去：令和7年9月27日（土） 19：00～21：00

令和7年9月28日（日） 9：00～17：00

5. 業務内容

以下の項目について、企画・実施すること。

なお、実施にあたっては、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以降「機構」という。）及び南相馬市（以降「市」という。）と綿密な調整のうえを進めるものとし、打合せを随時実施すること。加えて、予算内で最大限の効果を生み出すよう十分に考慮すること。

(1) 開会セレモニーの開催

- ・ 実演展示及びブース展示の実施に先立ち、開発基盤エリアにおいて開会セレモニーを行うこと。
- ・ 開会セレモニーにおいては、RTF 及び南相馬市のあいさつ、RTF の概要紹介等を行う。

(2) ドローン・ロボットの実演展示及び RTF 体験ツアー

- ・ 以下のとおり出展者を募り、RTF の各エリアにおいて実演展示を行うものとする。

場所	内容	出展数
無人航空機エリア (浪江滑走路含むことも可)	ドローンの実演	4社程度
インフラ点検・災害対応エリア	ドローン及びフィールド ロボットの実演	3社程度
水中・水上ロボットエリア	水中・水上ロボットの実演	1社程度

- ・ 実演展示を来場者が見学するツアーを行うこととし、ツアー回数は、3回（午後2回、夕方1回）程度、見学ポイントにおける混雑を避けるため、各回最低2グループに分かれて、出発時間又は見学ルートを変える形でツアーを行うこと。
- ・ ツアーでは実演だけでなく、RTF の施設を体感できる内容を組み入れること。（例：プラントや市街地フィールドの立入、降雨試験の雨体験等。）

(3) ステージイベントの実施

- ・ 学生と企業のコラボステージ等を検討し実施すること。

(4) ドローン・ロボット関連の体験・展示ブースの対応

- ・ 出展者を募り、開発基盤エリアにおいてドローン・ロボット関連事業者によるブース展示を行うこと。
- ・ 開発基盤エリア内に実演展示者用のものを含めて併せて30程度の体験・展

示ブースを設置すること。

- ・ 機構及び市と協議の上、事業目的・趣旨に沿った出展者を選定すること。
- ・ 出展者の選定に当たっては、事業化されたロボットの実演が可能な事業者、及び RTF 研究室入居者等の市内に拠点を置く事業者を優先すること。
- ・ ドローンやロボットの操作体験、プログラミング体験、VR 体験など、イノベーション・コースト構想重点分野に関する体験型ブースを準備すること。
- ・ WRS の機運向上のため、可能な限り WRS の情報発信を行うこと。

(5) 飲食ブースの設置

- ・ メインステージ近くに軽食を食べられる屋台やキッチンカーを配置する。

(5 店舗以上配置することとし、そのうち 3 店舗以上は市内事業者とすること)

(6) 夜間イベント等の開催

- ・ ドローンを活用したショー等、夜間ならではのイベントを企画・提案すること。

(7) 自由提案イベント・コンテンツ

- ・ その他イベント目的を達成するために有効なイベント・コンテンツを実施すること。(家族連れが楽しめるコンテンツ等を実施、多くの来場者を呼び込める著名な人物を招聘するなど)
- ・ RTF やロボット等を有効活用し、それらに親しみが持てるよう、デモンストラーションや体験を中心とした内容とすること。

(8) 来場者対応

- ・ 来場者の募集に際しては、ロボットの開発事業者・研究者・技術者・関連産業事業者(ベンチャーキャピタルを含む)・ユーザー、福島県を中心に周辺他県等の教育機関等に幅広く周知を図ること。
- ・ 参加費は無料とする。

(9) 無料臨時バス運行

- ・ イベント参加者等の交通手段として、原ノ町駅-RTF 間を走行する臨時バスを運行すること。JR 原ノ町駅の電車出発・到着時刻を考慮すること。

(10) 情報発信

- ・ 開催にあたり専用の WEB サイト等の構築、ポスター・チラシ・招待状の制作・配布等により周知に努めること。また、テレビや新聞での周知、市広報な

ど公的機関の広報媒体も活用すること。なお WEB サイトについては、RTF が所有するドメインを使用して作成に当たること。広報は遅くとも概ね開催 60 日前から対応すること。

(11) 来場者・出展者アンケート

- ・配布数や回収率を上げる工夫をしたうえで、配布・回収まで実施すること。
- ・なお、アンケートの内容については、機構及び市と協議のうえ、決定すること。

(12) 管理・運営

・事業の具体化、実施に向けた次の事項について調整し、スタッフ等の派遣・管理、運営業務に必要な全ての措置を講じ、事業を運営する。

- a 運営マニュアル、タイムテーブル等の資料作成
 - b 出展者との展示スペースの調整
 - c 効率的な申し込みの受け付けや問い合わせ等の体制の構築
 - d フェスタの全体進行管理、音響機器等調整
 - e 各種印刷・造作物（イベント看板、ブースサイン、案内誘導看板、来場者・出展者アンケート等）制作・設営
 - f 来場者向けの当日配布用プログラム等、当日配布物の作成に関すること
 - g 来場者や出展者に対する必要な安全対策の実施
 - h 会場駐車場等の安全確保の実施
 - i 苦情・緊急対策
 - j 救護及び安全管理
- ※出展者及び来場者の事故・急病に備え、必要な体制を整えること。
- ※出展者及び来場者の事故に備え、保険に加入すること。
- k その他、フェスタの実施に必要な管理・運営

(13) その他事項

- ・ RTF 公式キャラクター「ロテフィー」及び市のロボット産業 PR キャラクター「ミナボくん」を積極的に活用することとし、PR に努めること。
- ・ 講演会等他のイベントと併催になった場合は、そのことに配慮した上で、運営マニュアル、タイムテーブル等の資料作成・対応を行うこと。
- ・ 天候等による実演中止を想定した展示会構成とすること。
- ・ フェスタ当日の状況は、写真や映像撮影等により記録媒体に残すこと。
- ・ 天候等その他の事情でフェスタの開催が困難となった場合は、順延等の対応について考慮すること。
- ・ 本事業で制作した成果物のデータは、PDF 形式及び編集可能な形式にて納品

すること。

- ・ RTF の会場使用料及び館内設備は無料で見積もって差支えない。
- ・ 本仕様の定めのない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法等がある場合は、機構及び市と協議のうえ効果的な実施を行うこと。また、積極的な独自提案を行うこと。
- ・ 当イベントの事前準備・開催期間中・撤去作業において発生した廃棄物については、受託者の責任において処分すること。

6. 報告書の作成

業務終了後、実施結果をとりまとめ、実績報告書を提出すること。報告書には、イベントの様子、来場者・出展者の声（アンケート結果）、当日の状況等を記載し、構成・レイアウト等に十分な工夫を行うこと。

なお、電子媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、コンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

7. 成果品

- (1) 実績報告書 1部
- (2) イベント時に撮影・編集した写真・映像等の電子データ（CD-R）1部
- (3) 来場者・出展者アンケートの結果
- (4) 本業務において作成した資料等

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

業務の実施に伴い、関係する法令、条例等は遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。

(2) 業務の再委託

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ機構及び市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様と

する。

(5) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処する。

(6) 業務内容の変更・中止等における取扱い

業務内容の変更・中止等における取扱いについては、機構及び市と協議すること。

(7) 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

9. 留意事項

(1) 一般事項

- ・本業務の成果物（図面、各種デザイン、意匠等）に関する著作権（著作権法第27条から第28条に定める権利を含む。）は、すべて機構及び市に譲渡するものとし、受託者は権利処理の一切を行うこと。
- ・機構及び市は、受託者の承諾なくして本業務の成果物を改変し、または、本契約で委託した用途以外にも使用することができるものとする。
- ・受託者は、本業務の成果物につき、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- ・上記、知的財産権に関する事項は、契約期間終了後もなお存続するものとする。
- ・業務の企画・運営にあたっては、機構及び市と十分な協議を行うとともに、関係する他の事業者等と調整の上、業務を実施することとする。
- ・本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ・機構及び市の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。具体的なスケジュールを担当者と協議のうえ策定し、着実に業務執行が行えるよう責任者によるスケジュールの進捗管理を徹底すること。
- ・本業務において、必要に応じて市及び関係者との会議を行うこと。また、会議を行った際には議事録又は議事要旨を作成すること。
- ・地震等予期せぬ自然災害が発生した場合の参加者の安全の確保をすること。
- ・イベントを行う際は、参加者の事故や熱中症等を防ぐための対策を行い、必要に応じて保険（傷害、賠償等）に加入すること。

- ・来場者への安全面、衛生面での配慮や雨天時、荒天時対策について配慮すること。
- ・事故が発生した場合、迅速に対応するとともに、機構及び市に速やかに報告すること。
- ・出展物（会場装飾などのイベント等の全てを含む）に関して、公序良俗に反しない企画、運営を行うこと。
- ・会場内の清掃、ゴミの収集運搬及び処理を行い、会場内で排出される廃棄物の適正な処理をすること。
- ・参加者等からの指摘・苦情・トラブル等について適切に対応するとともに、対応を行った際には記録文書を作成し、処理内容についてすみやかに機構及び市に報告すること。

(2) 業務体制

- ・業務の実施に際しては、本業務を滞りなく実施できるよう、責任者を置いたうえで、必要な人員を確保・配置すること。必要に応じて警備、誘導、安全対策、トラブル対応等その他、フェスタの実施に伴い必要となる事項を実施すること。
- ・ゴミ回収・トイレ清掃を行うスタッフを配置すること。

10. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について、理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。